

資 料 編

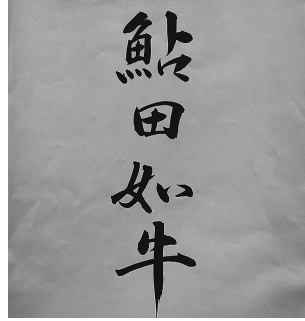
歴代の首長（戸・村・町長）



初代、第4代戸長

吾妻 謙 氏

(M12.1 ~ M12.7, M18.2 ~ M18.12)



第2代戸長

鮎田 如牛 氏

(M12.7 ~ M13.10)



第3代戸長

柳内 亀之進 氏

(M13.11 ~ M18.2)



第5代戸長

鮎田 小隅 氏

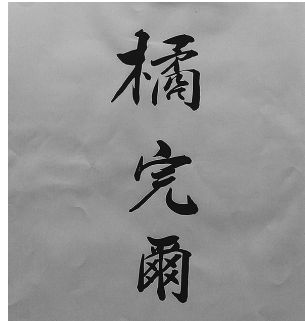
(M19.1 ~ M33.10)



第6代戸長

長内 寅之助 氏

(M33.11 ~ M35.3)



第7代戸長

橘 完爾 氏

(M35.4 ~ M35.6)



第8代戸長

中川 種次郎 氏

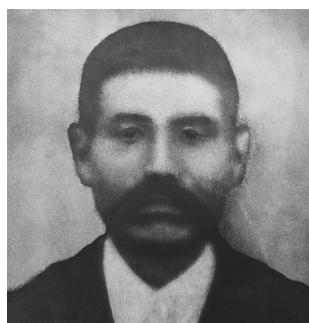
(M35.7 ~ M35.9)



第9代戸長

宮崎 健三郎 氏

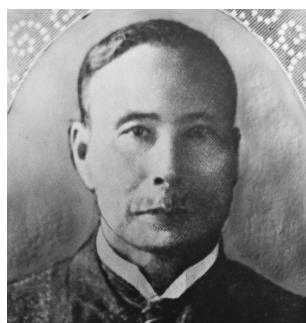
(M35.9 ~ M35.10)



第10代村長

中村 重教 氏

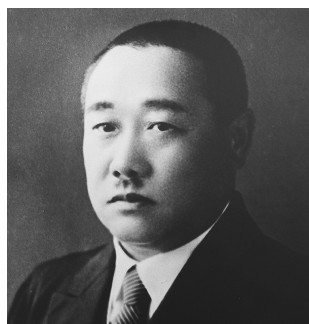
(M35.10 ~ M42.2)



第11代村長

吾妻 阿蘇男 氏

(M42.7 ~ T15.5)



第12代村長

氏家 守城 氏

(T15.5 ~ S5.5)



第13代村長

吉原 兵次郎 氏

(S5.6 ~ S9.6)



第14代村長

白戸 俊夫 氏

(S9.8 ~ S15.1)



第15代村長

鹿野 恵造 氏

(S15.2 ~ S19.2)



第16代村長

荒井 信勝 氏

(S20.2 ~ S21.11)



第17、19、20、21、22代町長

近藤 辰雄 氏

(S22.4 ~ S26.4、S30.5 ~ S46.3)



第18代町長

大沢 三代吉 氏

(S26.4 ~ S30.4)



第23、24、25代町長

上口 正一 氏

(S46.4 ~ S56.6)



第26、27、28代町長
配野 定平 氏
(S56.8 ~ H5.8)



第29、30代町長
伊達 寿之 氏
(H5.8 ~ H13.8)



第31、32、33代町長
泉 亨 俊彦 氏
(H13.8 ~ H25.8)



第34、35代町長
宮 司 正毅 氏
(H25.8 ~ R3.8)



第36、37代町長
後 藤 正洋 氏
(R3.8 ~)

邑 則

第一条 邑中の事務一切衆議に決すべし。

第二条 五戸を以て一伍とし、一伍の中より議員一名を選むべし。

第三条 邑中より有志一名を選て議長となすべし。

第四条 議長を選む入札公選の法を用ひ、議員は伍中之を選むべし。

第五条 凡そ事を議すべきものあれば、会議数日前議長之を議員に伝ふ。

第六条 議員は議案に対し深志熟慮其利害得失を究め、其対案を作り、当日会議所に出して之を商議し、其善きものを取て之を行ふべし。

第七条 議事中議案に対し意見なしと雖も、宜しく出席して衆議を聞くべし、之に由て發明するものあらば必ず之を弁論すべし、退て後言ふこと勿れ。

第八条 議事は議員三分の二以上是とすれば則ち之を行ふべし、然れども公法上不可なるものは之を主張すべし、敢へて雷同を主とせず。

第九条 衆議決定せば其事何月何日会議之を定むと会議簿に記し、各名の下に証印すべし。

第十条 官他日我邑に邑長又は戸長を置くも、官命に反せざる限り議長の上列に就き相与に会議し、事務悉く公平に帰するを要す、必ず独断事を誤る勿れ。

自己の意見を飽迄主張し衆言を用ひざるものは不和を致すの本なり、然れども政体に照準して採るべきものは断じて行ふべきなり。

第十一条 会議日毎月二日を置く休業日を以てすべし、第九時会合第十二時退出。

第十二条 休業日正月元旦より一七日（ひとなぬか）及天長節、先帝陛下崩御日、今上陛下御隆誕日、節句、三朔、其他は每一七日毎休業一日と定む日曜を以てすべし。

第十三条 毎年七月十日 十二月二十日邑中の丁男を会す。

第十四条 毎日板木を叩て操作の時を報ず、第一声朝六時朝起装束壮者は田畝に出で童子は学校に出づ、第二声八時朝食を喫す、第三声十時

又田畝或は学校に出づ、第四声十二時午飯を喫す、第五声又其業に就く、第六声四時業を終る、休業日之を擣たず、只会議日に在りては集会の時を報ず（童子日課は後に詳なり）

第十五条 開墾は現人口に由り一月若干畝と定め、自家墾する所の畝数を記し、月末伍中議員に出すべし。

第十六条 冬間は積雪田畝の業に従事する能はず宜しく工業を操るべし。

第十七条 飲食衣服を論ぜず、凡そ身体保護の良術を見聞することあらば必ず邑中に告ぐべし。

第十八条 農業、工業、商業を論ぜず、凡そ生産の道に於て良法を見聞するものあらば、必らず邑中に告げ大に其利を興すべし。

第十九条 凡そ物品を市巷に売買するものあらば、当時市価の貴賤を邑中に告げ独り其利を擅にする勿れ。

第二十条 社を結て必要の器械を製し、或は之を買ひ以て邑中に備へ便宜を計るべし、但し毎戸日用の器物を除く。

第二十一条 育幼社を設け子生るれば則若干余穀を与へて其撫育の資を助くるの法を立つべし。

第二十二条 妊娠五ヶ月に至れば必らず会議所に届出づべし、若し期を綏ふするものあらば贖刑あり。

第二十三条 子生れば即日伍中議員に告ぐべし、七日中に名を命じ幾日生子女某と記し、又議員に告ぐべし、会議日に方て戸籍簿に載す、凡そ出生時命ずる所の名を終生改むべからず、然れども禁諱等の令ありて之を改むるものは此例にあらず。

第二十四条 生子死すれば則伍中議員に告げて検査を受くべし、且つ会議日に方て会議所に届出づべし。

第二十五条 赤子を縊殺し或は之を薬殺するものは、人を殺すの罪を以て之を論し官府に訴ふべし。

第二十六条 社を結て学校を設くべし、且つ必要の書籍を備ふべし、目下旧主与ふるの書籍を以て此に備へ後之を補ふべし。

第二十七条 男女五歳より学校に入れ読書習字及数学等の業を受くべし、若し期年に及んで入れざるものあらば其父母を厳譴すべし。

第二十八条 入学の子弟朝六時より八時迄読書、喫飯後十時より十二時迄習字、其後退散、暮六時を待ち又学館に出て句読を受け夜九時に畢る。

是即今人皆昼間激務あり教授するを得ず、故に朝夕学を施し有志のもの自ら之に任ず、他日生産の道を得ば之れを革むべし。

第二十九条 十五歳に及びて其才学を撰み、本府大学校に入れて方今有用の學術を学ばしむべし。

第三十条 嫁娶するものあらば其名及其年を記し即日伍中の議員に告ぐべし。若し他邑よりせば送籍状を添て届出づべし、会議日に之を戸籍簿に載す。

第三十一条 嫁娶の後破却するに当ては会議所に願出づべし、己むを得ざる事あるにあらざれば許さず。

第三十二条 死者は其名其年と其死するの日時とを記し、即日伍中の議員に届出づべし会議中に方て戸籍簿に載す。

第三十三条 葬礼は神道を以てし、或は儒仏を以てす各其意に従ふべし。

第三十四条 凡吉凶悉く伍中に告げ相共に弔賀し且つ緩急相救ふべし。

第三十五条 人を他邑に売るを禁ず、縦令之を貸すも宜しく其实を訴へて衆議を受くべし。

第三十六条 方今男子は邑務を除くの外、休業日にあらざれば他邑に出づるを禁ず、止むを得ざることあらば伍中議員に其由を告げ出づべし、告げずして出づるものは贖刑あり、但し官府の扶助を仰がざるものは此例にあらず。

第三十七条 一宿より以上其事由を書して会議所に届出づべし、己むを得ざる事あるにあらずして酒色に沈湎他邑に宿するものは贖刑あり。

第三十八条 三宿より以上は其事由を書して会議所に願ひ出づべし、己むを得ざる事あるに方ては会議所之を許すべし。

第三十九条 凡寄留日数に係るものは会議所に届出づべし、即ち戸籍簿に記す。

第四十条 人を殺し人を傷け或は竊盜するものあらば、即ち之を縛し官府に訴ふべし。

第四十一条 凡邑中事務に係る夫役の事は夫役簿に由て毎戸輪廻其事に従ふべし、議長議員は之を除くべし。

第四十二条 社倉を設け其他生産の菽麦一戸幾何かの高を出して凶荒に備ふるの法を立つべし。

第四十三条 正月元旦礼服を著し会議所に至て新正拝賀姓名を賀正簿に載す、後各戸の門を賀す、賀正日数三日に限るべし。

第四十四条 戸毎に家族何人何誰と門に標札を掛ぐべし。

第四十五条 邑中の工匠等を傭ふ傭錢は宜しく近傍他邑の通価に従ふべし、但し食事等は別に施さずして可なり、酒は二合五勺を以て度とす、飲まざるものは酒錢を与ふべし。

第四十六条 工匠等他に傭はるるものは扶食米を分与せず、工匠名の冊子を作り其日数を記し分与に方て之を出すべし若し記せざるものは贖刑あり。

第四十七条 工匠等一切の傭錢近傍諸邑の通価に依り會議之を定め會議所に掲示す。

第四十八条 各戸製造の器物及各般の穀種等、亦近傍諸邑の通価に従て互に売買すべし亦其価を掲示す。

第四十九条 借錢の利息も亦近傍諸邑の例に由るべし、亦會議所に掲示す、且つ期日に及び返却せざるものあり會議所に訴へ出づるに於ては其分に応じ年月賦を以て子を加へて消却せしむるの法を立つべし。

資料：『当別町史』